

ミネラルウォーター類に係る化学物質等の成分規格設定状況

(食品安全委員会に対し、食品健康影響評価の依頼を行った項目に限る)

食品安全委員会に対し、食品健康影響評価の依頼を行った化学物質 48 項目のうち、食品安全委員会からの答申後、水道部会での検討が終了し、食品規格部会にて成分規格項目設定に係る審議が終了しているものが 24 項目となっている。今回、新たに食品安全委員会からの答申後、水道部会での検討が終了したものが 7 項目あり、新規追加項目了承後は、前回了承項目と合わせて 31 項目までについて告示の改正を行う。

また、告示改正以後は残りの 17 項目について、食品安全委員会からの答申状況を踏まえ、逐次改正方式による規格基準の改正を行う。

平成 22 年 12 月 14 日部会了承項目	今回審議項目	食品健康影響評価未答申項目
<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム ・四塩化炭素 ・1,4-ジオキサン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・ジクロロメタン ・テトラクロロエチレン ・トリクロロエチレン ・ベンゼン ・塩素酸 ・臭素酸 ・ホルムアルデヒド ・銅 ・1,1-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロエタン ・1,1,1-トリクロロエタン ・1,1,2-トリクロロエタン ・トルエン ・亜塩素酸 ・二酸化塩素 ・ジクロロアセトニトリル ・抱水クロラール ・塩素 (残留塩素) ・メチル-tert-ブチルエーテル 	<ul style="list-style-type: none"> ・シアン ・クロロホルム ・ジブロモクロロメタン ・プロモジクロロメタン ・プロモホルム ・総トリハロメタン ・ウラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀 ・セレン ・鉛 ・ヒ素 ・六価クロム ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・フッ素 ・ホウ素 ・クロロ酢酸 ・ジクロロ酢酸 ・トリクロロ酢酸 ・マンガン ・アンチモン ・ニッケル ・亜硝酸性窒素 ・フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) ・バリウム
24 項目	7 項目	17 項目